

2024年1月 日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（修正案）」対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における変更箇所は，“赤字，下線”にて明示しています。

頁	現行	修正	理由
本文表紙	<p data-bbox="474 432 927 568">福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="577 916 831 954">2023年8月</p> <p data-bbox="405 1110 1003 1149">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1328 432 1780 568">福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1458 627 1644 665"><u>(修正案)</u></p> <p data-bbox="1424 916 1682 954"><u>2024年3月</u></p> <p data-bbox="1254 1110 1852 1149">東京電力ホールディングス株式会社</p>	-

頁	現行	修正	理由																				
改定来歴	<p style="text-align: center;">改定来歴</p> <table border="1" data-bbox="297 357 1113 608"> <thead> <tr> <th>項目 回</th> <th>年月日</th> <th>改定内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第78号) ※1 (廃炉発官 R5 第79号) ※2</td> <td>原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し</td> <td>※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出</td> </tr> </tbody> </table>	項目 回	年月日	改定内容	備考	28	2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第78号) ※1 (廃炉発官 R5 第79号) ※2	原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し	※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出	<p style="text-align: center;">改定来歴</p> <table border="1" data-bbox="1144 357 1962 788"> <thead> <tr> <th>項目 回</th> <th>年月日</th> <th>改定内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第78号) ※1 (廃炉発官 R5 第79号) ※2</td> <td>原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し</td> <td>※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出</td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>29</td> <td>2023年3月 日 (廃炉発官 R5 第 号) ※1 (廃炉発官 R5 第 号) ※2</td> <td></td> <td>※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出</td> </tr> </tbody> </table>	項目 回	年月日	改定内容	備考	28	2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第78号) ※1 (廃炉発官 R5 第79号) ※2	原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し	※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出	29	2023年3月 日 (廃炉発官 R5 第 号) ※1 (廃炉発官 R5 第 号) ※2		※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出	—
	項目 回	年月日	改定内容	備考																			
28	2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第78号) ※1 (廃炉発官 R5 第79号) ※2	原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し	※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出																				
項目 回	年月日	改定内容	備考																				
28	2023年8月30日 (廃炉発官 R5 第78号) ※1 (廃炉発官 R5 第79号) ※2	原子力防災管理者の代行順位及び副原子力防災管理者の役職変更, SPDS 伝送パラメータ項目の追加による改定, 通報連絡様式の見直し	※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出																				
29	2023年3月 日 (廃炉発官 R5 第 号) ※1 (廃炉発官 R5 第 号) ※2		※1内閣総理大臣へ提出 ※2原子力規制委員会へ提出																				
I-11	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者であるセンター所長、室長及びその他技術系特別管理職(当直長除く)の中から、別表2-4-2で定める順位により代行者を指定する。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施 第1節 防災体制</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務</p> <p>⑥ 旅行又は疾病その他の事故のため長期に亘り不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者である 副所長(技術)、センター所長、室長及びその他技術系特別管理職(当直長除く)の中から、別表2-4-2で定める順位により代行者を指定する。</p>	<p>前回改定時に追加した副原子力防災管理者の役職について追記</p>																				

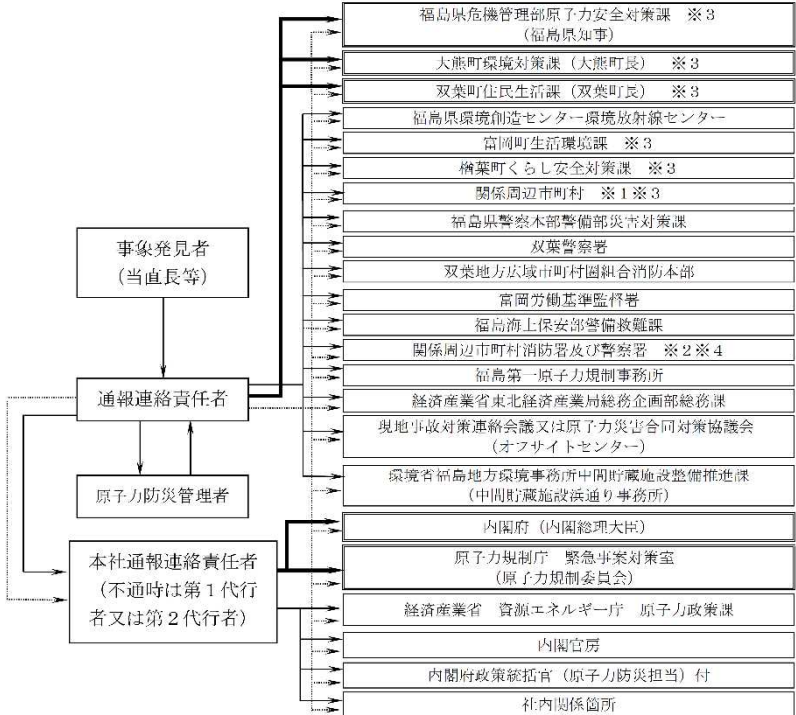
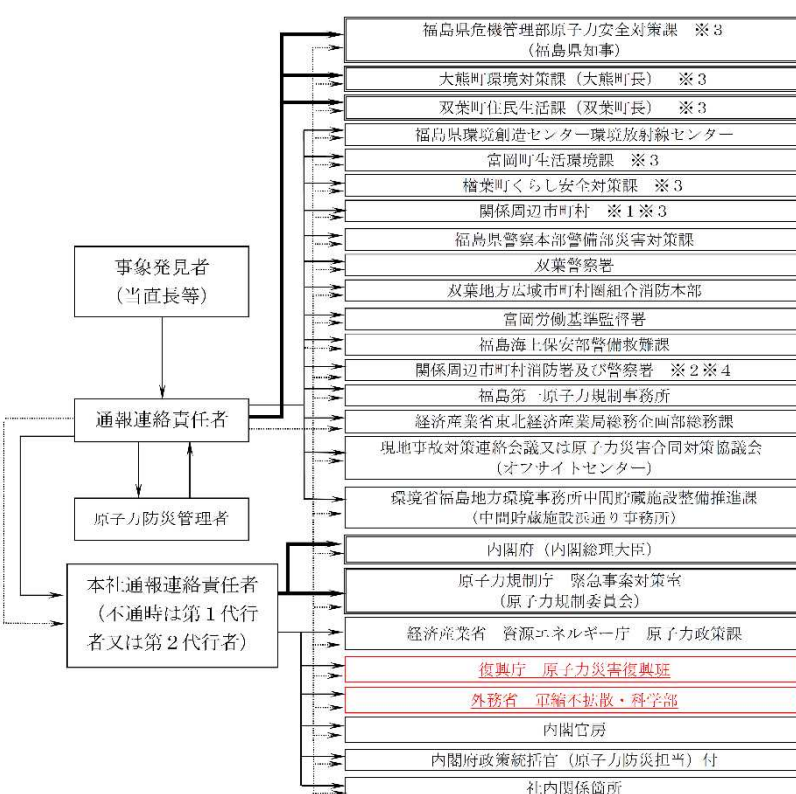
頁	現行	修正	理由
I - 2 6	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施 第 8 節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（双葉地方広域市町村圏組合消防本部，富岡消防署，浪江消防署，双葉警察署，福島海上保安部及びその他関係機関）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，平素から医療機関と連携するとともに，医師及び関係者が 24 時間常駐する体制の確保ならびに医師及び関係者との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 原子力災害予防対策の実施 第 8 節 関係機関との連携</p> <p>3. 地元防災関係機関等との連携</p> <p>地元防災関係機関等（双葉地方広域市町村圏組合消防本部，富岡消防署，浪江消防署，双葉警察署，福島海上保安部及びその他関係機関）と平素から協調し，防災情報の収集及び提供等の相互連携を図る。</p> <p>また，発電所内で医療活動が必要な事態が発生した場合に備え，<u>別表 2 - 5 - 4 に示す資機材を維持管理するとともに</u>，平素から医療機関と連携し，医師及び関係者が 24 時間常駐する体制の確保ならびに医師及び関係者との原子力災害医療情報の収集・提供等，相互連携を図る。</p>	<p>原子力災害医療体制（オンサイト医療）の充実に係る追加</p>

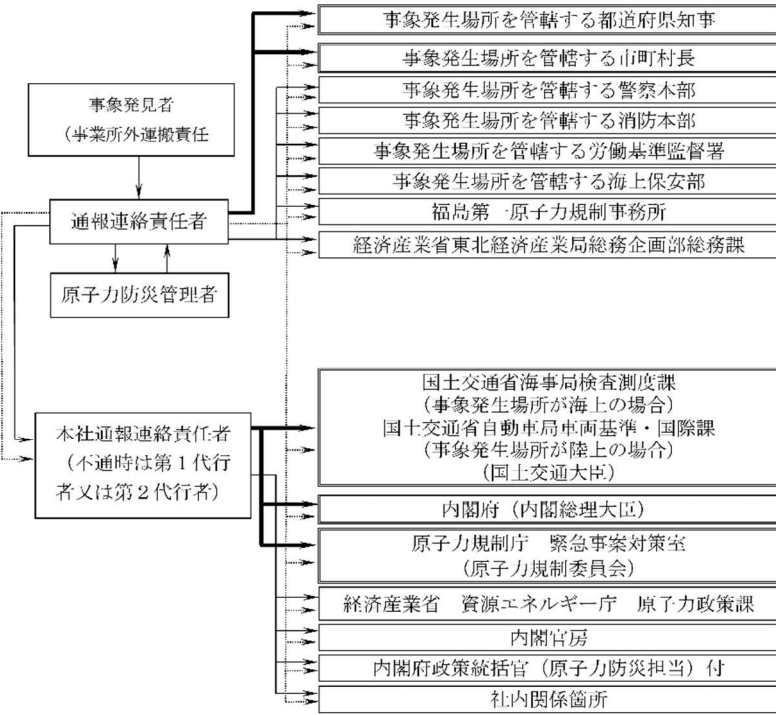
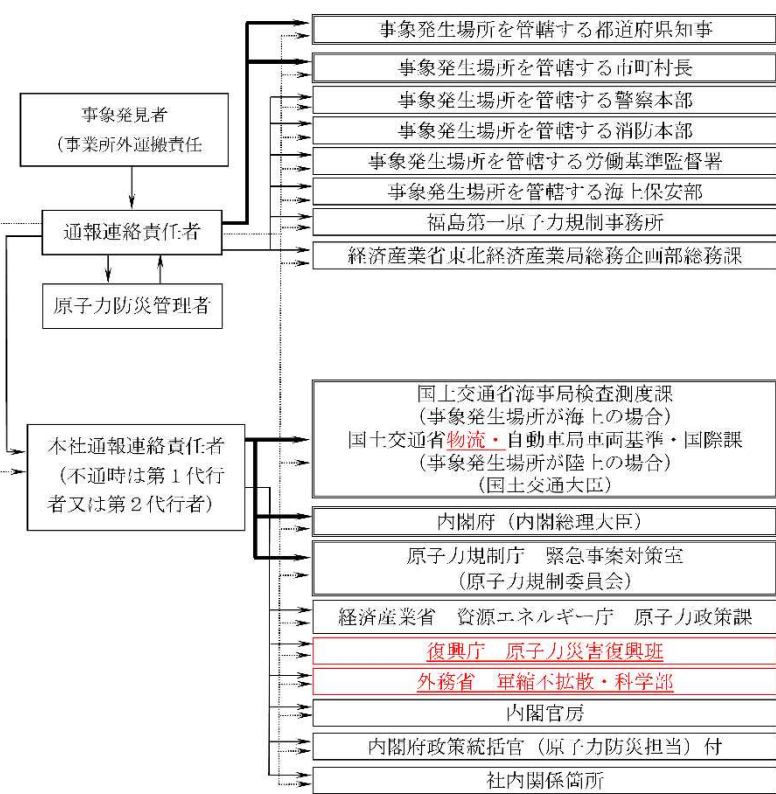
頁	現行	修正	理由
I - 26	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び社長（緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長及び本社対策本部長）は、発電所周辺及び一般の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い、理解促進に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性物質及び放射線の特性 2. 原子力災害とその特殊性 3. 発電所の現況及び復旧対策の実施状況 4. 発電所における防災対策の内容 	<p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第9節 発電所周辺及び一般の方々を対象とした広報活動</p> <p>原子力防災管理者及び社長（緊急時態勢発令中は、発電所対策本部長及び本社対策本部長）は、発電所周辺及び一般の方々を対象に国、地方公共団体と協調して次に掲げる事項について広報・情報公開を行い、理解促進に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性物質及び放射線の特性 2. 原子力災害とその特殊性 3. 発電所の現況及び復旧対策の実施状況 4. 発電所における防災対策の内容 <u>5. 施設の状況に応じた緊急事態の考え方</u> 	記載の適正化

頁	現行	修正	理由
I-30	<p style="text-align: center;">第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応 (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、別表2-8に示すSPDSのデータが国に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 緊急事態応急対策等の実施 第1節 通報及び連絡</p> <p>2. 緊急時態勢発令時の対応 (2) 原子力防災管理者は、緊急時態勢を発令した場合、直ちに本社原子力運営管理部長に連絡する。また、発電所内の事象発生の場合、本社原子力運営管理部長は、別表2-8に示すSPDSのデータが国の<u>運用する緊急時対策支援システム(以下「ERSS」という。)</u>に伝送されていることを確認する。なお、伝送されていない場合は、必要な項目について代替手段によりデータを送付する。<u>また、伝送に係る国・通信事業者との責任区分及び伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。</u></p>	<p>SPDSからERSSへの伝送について明確化</p> <p>ERSS伝送不具合時の対応を追記</p>
I-45	<p style="text-align: center;">第6章 その他 第2節 附則</p> <p>本計画は、2023年8月30日より適用する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 その他 第2節 附則</p> <p>本計画は、<u>2024年3月</u> 日より適用する。</p>	—

	現行	修正	理由
別冊表紙	<p data-bbox="517 432 896 472">福島第一原子力発電所</p> <p data-bbox="443 528 969 568">原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="580 916 833 956">2023年8月</p> <p data-bbox="407 1107 1008 1147">東京電力ホールディングス株式会社</p>	<p data-bbox="1364 432 1742 472">福島第一原子力発電所</p> <p data-bbox="1290 528 1816 568">原子力事業者防災業務計画別冊</p> <p data-bbox="1424 916 1682 956"><u>2024年3月</u></p> <p data-bbox="1254 1107 1854 1147">東京電力ホールディングス株式会社</p>	—

頁	現行	修正	理由
<p>II - i</p>	<p>II 図表集</p> <p>別図2-1 原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路</p> <p>別図2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と本社原子力防災要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>別図2-11 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設</p> <p>別図2-12 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所</p> <p>別図2-13 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p> <p>別図3 公表内容の伝達経路</p> <p>別表2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準</p> <p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表2-4-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表2-4-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <p>別表2-5-1 原子力防災資機材</p> <p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p>別表2-5-3 遠隔操作が可能な装置等</p> <p>別表2-6 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表2-7 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表2-8 SPDSデータ伝送項目一覧</p> <p>別表3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表4 原子力災害事後対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表5 他の原子力事業者で発生した原子力災害時における協力要員派遣準備人数・資機材貸与準備数</p> <p>別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p>	<p>II 図表集</p> <p>別図2-1 原子力警戒組織及び原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務分掌</p> <p>別図2-3 原子力災害対策指針に基づく警戒事態該当事象発生時の連絡経路</p> <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路</p> <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路</p> <p>別図2-6 原子力警戒態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-7 緊急時態勢発令後の社内の伝達経路</p> <p>別図2-8 発電所における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と発電所所属の原子力防災要員等の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-9 本社における原子力警戒態勢発令及び緊急時態勢発令と本社原子力防災要員の非常召集連絡経路</p> <p>別図2-10 発電所敷地周辺の放射線測定設備等</p> <p>別図2-11 発電所敷地内の緊急時対策所及び救急医療施設</p> <p>別図2-12 発電所敷地内の退避場所及び避難集合場所</p> <p>別図2-13 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置</p> <p>別図3 公表内容の伝達経路</p> <p>別表2-1 原子力災害対策指針に基づく警戒事態を判断する基準</p> <p>別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>別表2-4-1 原子力防災要員の職務と配置</p> <p>別表2-4-2 副原子力防災管理者及び原子力防災管理者の代行順位</p> <p>別表2-5-1 原子力防災資機材</p> <p>別表2-5-2 その他の原子力防災資機材</p> <p>別表2-5-3 遠隔操作が可能な装置等</p> <p><u>別表2-5-4 医療関連資機材</u></p> <p>別表2-6 原子力災害対策活動で使用する資料</p> <p>別表2-7 原子力災害対策活動で使用する施設</p> <p>別表2-8 <u>ERSS</u>伝送項目一覧</p> <p>別表3-1 原子力災害対策活動等に従事する者の安定ヨウ素剤服用基準</p> <p>別表3-2 緊急事態応急対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表4 原子力災害事後対策における原子力防災要員等及び本社原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材等の貸与</p> <p>別表5 他の原子力事業者で発生した原子力災害時における協力要員派遣準備人数・資機材貸与準備数</p> <p>別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p>	<p>医療関連資機材の新規追加</p> <p>記載の適正化</p>

頁	現行	修正	理由
II-4	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 山村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 山形市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 山形消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>

頁	現行	修正	理由
<p>II - 5</p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p>  <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p>	<p>読替の反映 (国土交通省組織改編に伴う変更)</p> <p>通報連絡宛先の追加</p>

頁	現行	修正	理由
<p>II - 6</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> <small>※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) ※6: 平成23年3月11日発生事象に対する志念措置の実施報告先</small> </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> <small>※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) ※6: 平成23年3月11日発生事象に対する志念措置の実施報告先</small> </p>	<p>通報連絡宛先の追加</p>

頁	現行	修正	理由
<p>II - 7</p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p>	<p>読替の反映 (国土交通省組織改編に伴う変更)</p> <p>通報連絡宛先の追加</p>

頁	現行	修正	理由																														
<p style="text-align: center;">II - 2 2</p>	<p style="text-align: center;">別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (4/7)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">EAL 番号</td> <td style="width: 35%;">SE55</td> <td style="width: 50%;">BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL 略称</td> <td colspan="2">防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2"> <p>(1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2) 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2"> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> </td> </tr> </table>	EAL 番号	SE55	BWR	EAL 略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生		EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>		事業者解釈	<p>(1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2) 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>		規制庁解説	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>		<p style="text-align: center;">別表 2-2 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報基準 (4/7)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">EAL 番号</td> <td style="width: 35%;">SE55</td> <td style="width: 50%;">BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL 略称</td> <td colspan="2">防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2"> <p>(1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2) 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2"> <p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> </td> </tr> </table>	EAL 番号	SE55	BWR	EAL 略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生		EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>		事業者解釈	<p>(1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2) 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>		規制庁解説	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>		<p style="text-align: center;">記載の適正化 (JEAG 記載の EAL 略称に修正)</p>
	EAL 番号	SE55	BWR																														
	EAL 略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生																															
EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>																																
事業者解釈	<p>(1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2) 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>																																
規制庁解説	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>																																
EAL 番号	SE55	BWR																															
EAL 略称	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生																																
EAL	<p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p>																																
事業者解釈	<p>(1) 「その他原子炉施設以外に起因する事象」とは、破壊妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こすような事象をいう。</p> <p>(2) 「原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象」とは、原子力施設に影響を及ぼすおそれにより放射線又は放射性物質が放出される状況であると原子力防災管理者が判断した事象をいう。</p>																																
規制庁解説	<p>放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p>																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">EAL 番号</td> <td style="width: 35%;">XSE*61</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>EAL 略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬に使用する容器から 1メートル離れた場所において、100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table>	EAL 番号	XSE*61		EAL 略称	事業所外運搬での放射線量の上昇		EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1メートル離れた場所において、100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>		事業者解釈	—		規制庁解説	—		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">EAL 番号</td> <td style="width: 35%;">XSE*61</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>EAL 略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬に使用する容器から 1メートル離れた場所において、100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table>	EAL 番号	XSE*61		EAL 略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇		EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1メートル離れた場所において、100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>		事業者解釈	—		規制庁解説	—			
EAL 番号	XSE*61																																
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量の上昇																																
EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1メートル離れた場所において、100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>																																
事業者解釈	—																																
規制庁解説	—																																
EAL 番号	XSE*61																																
EAL 略称	事業所外運搬での放射線量率の上昇																																
EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から 1メートル離れた場所において、100 μSv/h 以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところとは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第 2 条第 1 項」を指す。令第 4 条第 4 項第 4 号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>																																
事業者解釈	—																																
規制庁解説	—																																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">EAL 番号</td> <td style="width: 35%;">XSE*62</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>EAL 略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは IP-1 型輸送物を除く。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table> <p>※XSE：事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断する EAL。</p>	EAL 番号	XSE*62		EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい		EAL	<p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>		事業者解釈	事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは IP-1 型輸送物を除く。		規制庁解説	—		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">EAL 番号</td> <td style="width: 35%;">XSE*62</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>EAL 略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質 漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは IP-1 型輸送物を除く。</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">—</td> </tr> </table> <p>※XSE：事業所外運搬時における施設敷地緊急事態判断する EAL。</p>	EAL 番号	XSE*62		EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質 漏えい		EAL	<p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>		事業者解釈	事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは IP-1 型輸送物を除く。		規制庁解説	—			
EAL 番号	XSE*62																																
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質の漏えい																																
EAL	<p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>																																
事業者解釈	事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは IP-1 型輸送物を除く。																																
規制庁解説	—																																
EAL 番号	XSE*62																																
EAL 略称	事業所外運搬での放射性物質 漏えい																																
EAL	<p>事業所外運搬の場合にあつて、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>																																
事業者解釈	事業所外運搬からは L 型輸送物あるいは IP-1 型輸送物を除く。																																
規制庁解説	—																																

頁	現行	修正	理由																														
<p>II-29</p>	<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(4/4)</p> <table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE[※]61</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XGE [※] 61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇		EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>		事業者解釈	-		規制庁解説	-		<p>別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(4/4)</p> <table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE[※]61</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射線量率の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XGE [※] 61	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇		EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>		事業者解釈	-		規制庁解説	-		<p>記載の適正化 (JEAG記載のEAL略称に修正)</p>
	EAL番号	XGE [※] 61	BWR																														
	EAL略称	事業所外運搬での放射線量の異常上昇																															
	EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>																															
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XGE [※] 61	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇																																
EAL	<p>事業所外運搬に使用する容器から1メートル離れた場所において、10mSv/h以上の放射線量が主務省令で定めるところにより検出されたこと。</p> <p>主務省令で定めるところは「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第2条第1項」を指す。令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。</p> <p>なお、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。</p>																																
事業者解釈	-																																
規制庁解説	-																																
<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE[※]62</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬の場合であって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬からはIP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。 </td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XGE [※] 62	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		EAL	<p>事業所外運搬の場合であって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>		事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬からはIP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。 		規制庁解説	-		<table border="1"> <tr> <td>EAL番号</td> <td>XGE[※]62</td> <td>BWR</td> </tr> <tr> <td>EAL略称</td> <td colspan="2">事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> <tr> <td>EAL</td> <td colspan="2"> <p>事業所外運搬の場合であって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p> </td> </tr> <tr> <td>事業者解釈</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬からはIP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。 </td> </tr> <tr> <td>規制庁解説</td> <td colspan="2">-</td> </tr> </table>	EAL番号	XGE [※] 62	BWR	EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい		EAL	<p>事業所外運搬の場合であって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>		事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬からはIP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。 		規制庁解説	-			
EAL番号	XGE [※] 62	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい																																
EAL	<p>事業所外運搬の場合であって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>																																
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬からはIP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。 																																
規制庁解説	-																																
EAL番号	XGE [※] 62	BWR																															
EAL略称	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい																																
EAL	<p>事業所外運搬の場合であって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する命令第4条に定められた量の放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</p>																																
事業者解釈	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所外運搬からはIP型輸送物を除く。 ・定められた量の放射性物質が漏えいすることとはA2値(1メートル離れた地点において30分間で被ばくする量が50mSvとなるような放射線量)を検出することを言う。 																																
規制庁解説	-																																
<p>※XGE：事業所外運搬時における全面緊急事態判断するEAL。</p>	<p>※XGE：事業所外運搬時における全面緊急事態判断するEAL。</p>																																

頁	現行							修正							理由	
II-32	別表2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)							別表2-5-1 原子力防災資機材 (1/2)							記載の適正化 (点検内容の見直し)	
	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容		
放射線障害防護用器具	汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール, アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認		汚染防護服	保護衣 (不織布カバーオール, アノラック等)	200組	免震重要棟	1回/年	数量確認			
	呼吸用ポンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検		呼吸用ポンベ(交換用のものを含む)その他の機器と一体となって使用する防護マスク	セルフエアセット	13個	免震重要棟	1回/年	外観点検			
	フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検		フィルター付防護マスク	チャコール付全面マスク	200個	免震重要棟	1回/年	外観点検			
非常用通信機器	通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1 1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認		通常の業務に使用しない電話回線	緊急時用電話回線	※1 1回線	免震重要棟	1回/年	機能確認			
	ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認		ファクシミリ装置	一斉ファクシミリ装置	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認			
	特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理職以上が携行	1回/年	機能確認		特定事象が発生した場合における施設内の連絡を確保するために使用可能な携帯電話その他の使用場所を特定しない通信機器	携帯電話	40台	特別管理職以上が携行	1回/年	機能確認			
		所内用 PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認			所内用 PHS	60台	発電所員が携行	1回/年	機能確認			
		衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認			衛星携帯電話	1台	免震重要棟	1回/年	機能確認			
計測器等	排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共川 EL約14m, 運川補助共用施設	特別保全計画に基づく頻度	機能確認		排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器	排気筒モニタ	3台	5, 6号機共川 EL約14m, 運川補助共用施設	特別保全計画に基づく頻度	機能確認			
		放水口モニタ	※2 1台	放水口モニタ 建屋(5, 6号機)	1回/年	外観点検		放水口モニタ	※2 1台	放水口モニタ 建屋(5, 6号機)	1回/年	機能確認				
	ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		ガンマ線測定用可搬式測定器	シンチレーションサーベイメータ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認			
		電離箱サーベイメータ	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認		電離箱サーベイメータ	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認				
	電離箱サーベイメータ	36台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		電離箱サーベイメータ	36台	人退城管理棟	1回/年	機能確認					
	中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		中性子線測定用可搬式測定器	中性子線サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認			
	空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	環境管理棟	1回/年	外観点検		空間放射線積算線量計	素子	蛍光ガラス線量計素子	100個	環境管理棟 大型休室所	1回/年	外観点検	
		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		リーダー	蛍光ガラス線量計リーダー	1台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		
	表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器		汚染密度測定用サーベイメータ	17台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器	汚染密度測定用サーベイメータ	17台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		
			汚染線測定用(α線)サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認			汚染線測定用(α線)サーベイメータ	3台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		
可搬式ダスト測定器	サンブラ	ダストサンブラ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		可搬式ダスト測定器	サンブラ	ダストサンブラ	9台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		
	測定器	ダスト測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認		測定器	ダスト測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認			
可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ヨウ素サンブラ	7台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		可搬式の放射性ヨウ素測定関連機器	サンブラ	ヨウ素サンブラ	7台	人退城管理棟	1回/年	機能確認		
	測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認		測定器	ヨウ素測定器(放射線測定車搭載)	1台	放射線測定車	1回/年	機能確認			
個人用外部被ばく線量測定器		電子式線量計	250台	免震重要棟 人退城管理棟	1回/年	機能確認		個人用外部被ばく線量測定器		電子式線量計	250台	免震重要棟 人退城管理棟	1回/年	機能確認		

頁	現行	修正	理由																																																																																																														
<p style="text-align: center;">別表 2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)</p> <p style="text-align: center;">別表 2-5-1 原子力防災資機材 (2/2)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>法令による名称</th> <th>具体的名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測器等</td> <td rowspan="3">その他</td> <td>使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ</td> <td>2台</td> <td>運用補助共用建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール周辺エリアモニタ</td> <td>8台</td> <td>3, 4, 5, 6号機原子力建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> <td>発電所敷地内</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ化カリウムの製剤</td> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>30,000錠</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>担架</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>除染キット</td> <td>1式</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>急患移送車</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 駐車場</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)</td> <td>1式</td> <td>発電所敷地内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時電話回線のうち双葉地方広域市町村圏組合消防本部以外の回線(大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、楢葉町、双葉警察署、福島海上保安部、福島県環境創造センター環境放射線センター、浪江消防署、富岡消防署)は、東北地方太平洋沖地震に伴い、回線が使用できない状態にあるため、電気通信事業者(NIT等)の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。</p> <p>※2：放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。</p> <p>代替措置として、海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。</p> <p>※3：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。</p>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>法令による名称</th> <th>具体的名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測器等</td> <td rowspan="3">その他</td> <td>使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ</td> <td>2台</td> <td>運用補助共用建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料プール周辺エリアモニタ</td> <td>8台</td> <td>3, 4, 5, 6号機原子力建屋内</td> <td>特別な保全計画に基づく頻度</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカー</td> <td>1台</td> <td>発電所敷地内</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">その他資機材</td> <td>ヨウ化カリウムの製剤</td> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>30,000錠</td> <td>免震重要棟</td> <td>1回/年</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td>担架</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>除染用具</td> <td>除染キット</td> <td>1式</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>被ばく者の輸送のために使用可能な車両</td> <td>急患移送車</td> <td>1台</td> <td>入退城管理棟 駐車場</td> <td>道路運送車両法に基づく点検頻度</td> <td>道路運送車両法に基づく点検</td> </tr> <tr> <td>屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備</td> <td>動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)</td> <td>1式</td> <td>発電所敷地内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時電話回線のうち双葉地方広域市町村圏組合消防本部以外の回線(大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、楢葉町、双葉警察署、福島海上保安部、福島県環境創造センター環境放射線センター、浪江消防署、富岡消防署)は、東北地方太平洋沖地震に伴い、回線が使用できない状態にあるため、電気通信事業者(NIT等)の有線電話・携帯電話・衛星携帯電話等の通信手段により情報連絡を行う。</p> <p>※2：放水口モニタについては東北地方太平洋沖地震に伴い設備が損壊した状況にある。</p> <p>代替措置として、海水サンプリングにより放射性物質の測定を行う。</p> <p><u>設備が損壊している状況であるため点検は行わず、設備が健全な状態に復旧した後に「機能確認」を行う。</u></p> <p>※3：「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画 III 特定原子力施設の保安」で機能が要求される場合に適用する。</p>	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認	モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認	<p style="text-align: center;">理由</p> <p style="text-align: center;">記載の適正化 (点検内容の見直し)</p>
	分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																										
計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																											
		使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																											
		モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																											
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認																																																																																																											
	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																											
	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																											
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																											
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認																																																																																																											
分類	法令による名称	具体的名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																																											
計測器等	その他	使用済燃料共用プール周辺エリアモニタ	2台	運用補助共用建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																											
		使用済燃料プール周辺エリアモニタ	8台	3, 4, 5, 6号機原子力建屋内	特別な保全計画に基づく頻度	機能確認																																																																																																											
		モニタリングカー	1台	発電所敷地内	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																											
その他資機材	ヨウ化カリウムの製剤	安定ヨウ素剤	30,000錠	免震重要棟	1回/年	数量確認																																																																																																											
	担架	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																											
	除染用具	除染キット	1式	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観点検																																																																																																											
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両	急患移送車	1台	入退城管理棟 駐車場	道路運送車両法に基づく点検頻度	道路運送車両法に基づく点検																																																																																																											
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備	動力消防ポンプ設備(化学消防自動車及び水槽付き消防ポンプ自動車)	1式	発電所敷地内	1回/年	機能確認																																																																																																											
II-33																																																																																																																	

頁	現行	修正	理由																																																																																														
II-34	<p style="text-align: center;">別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">福島第一原子力発電所</p> <table border="1" data-bbox="304 320 1108 802"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>電源車 (500kVA以上)</td> <td>4台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ポンプ (消防車両)</td> <td>6台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>1台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース</td> <td>1式</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)</td> <td>2台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>2台</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (軽油)</td> <td>3.3キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (ガソリン)</td> <td>5.8キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台	発電所構内	1回/月	機能確認	ポンプ (消防車両)	6台	発電所構内	1回/月	機能確認	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	<p style="text-align: center;">別表2-5-2 その他の原子力防災資機材 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">福島第一原子力発電所</p> <table border="1" data-bbox="1149 320 1953 802"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>保管場所</th> <th>点検頻度</th> <th>点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">緊急時対応に必要な主な資機材</td> <td>電源車 (500kVA以上)</td> <td>4台^{※1} (1台)^{※2}</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ポンプ (消防車両)</td> <td>6台^{※1} (1台)^{※2}</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>コンクリートポンプ車</td> <td>1台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/月</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>消防用ホース</td> <td>1式</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)</td> <td>2台</td> <td>発電所構内</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー</td> <td>2台</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (軽油)</td> <td>3.3キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> <tr> <td>燃料 (ガソリン)</td> <td>5.8キロリットル以上</td> <td>構内給油所</td> <td>1回/日</td> <td>数量確認</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：緊急時対応に必要な数量であり、発電所内に常時配備する数量を示す。</p> <p>※2：修理・保守等に必要な最低限の予備数量を示し、発電所に常時必要な数量に含めない。</p>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台 ^{※1} (1台) ^{※2}	発電所構内	1回/月	機能確認	ポンプ (消防車両)	6台 ^{※1} (1台) ^{※2}	発電所構内	1回/月	機能確認	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認	<p>可搬型ポンプ等の必要台数及び予備台数の明確化</p>
	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																											
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	ポンプ (消防車両)	6台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検																																																																																												
	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認																																																																																												
	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認																																																																																												
	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												
	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																																																																												
緊急時対応に必要な主な資機材	電源車 (500kVA以上)	4台 ^{※1} (1台) ^{※2}	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	ポンプ (消防車両)	6台 ^{※1} (1台) ^{※2}	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	コンクリートポンプ車	1台	発電所構内	1回/月	機能確認																																																																																												
	消防用ホース	1式	発電所構内	1回/年	外観点検																																																																																												
	瓦礫撤去用重機 (ホイールローダー等)	2台	発電所構内	1回/年	機能確認																																																																																												
	タンクローリー	2台	構内給油所	1回/年	機能確認																																																																																												
	燃料 (軽油)	3.3キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												
	燃料 (ガソリン)	5.8キロリットル以上	構内給油所	1回/日	数量確認																																																																																												

頁	現行	修正	理由																																					
II-37		<p style="text-align: center;">別表2-5-4 医療関連資機材</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分類</th> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 20%;">保管場所</th> <th style="width: 10%;">点検頻度</th> <th style="width: 10%;">点検内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">医療関連 資機材</td> <td>AED</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>アンビューバック</td> <td style="text-align: center;">1個</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td>機能確認</td> </tr> <tr> <td>ストレッチャー</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>担架</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>点滴台</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> <tr> <td>車椅子</td> <td style="text-align: center;">1台</td> <td>入退城管理棟 救急医療室</td> <td style="text-align: center;">1回/年</td> <td>外観確認</td> </tr> </tbody> </table>	分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容	医療関連 資機材	AED	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	機能確認	アンビューバック	1個	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	機能確認	ストレッチャー	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認	点滴台	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認	車椅子	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認	<p style="text-align: center;">オンサイト医療の充実に係る追加</p>
分類	名称	数量	保管場所	点検頻度	点検内容																																			
医療関連 資機材	AED	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	機能確認																																			
	アンビューバック	1個	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	機能確認																																			
	ストレッチャー	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認																																			
	担架	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認																																			
	点滴台	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認																																			
	車椅子	1台	入退城管理棟 救急医療室	1回/年	外観確認																																			

頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																																																																																																																																								
II-41	<p style="text-align: center;">別表2-8 SPDSデータ伝送項目</p> <p>福島第一原子力発電所5号機</p> <table border="1" data-bbox="412 309 1001 1351"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>主排気筒放射線モニタ高レンジ</td><td>mSv/h</td></tr> <tr><td>2</td><td>主排気筒放射線モニタ低レンジA</td><td>CPS</td></tr> <tr><td>3</td><td>主排気筒放射線モニタ低レンジB</td><td>CPS</td></tr> <tr><td>4</td><td>風向1.0M(角度)</td><td>°</td></tr> <tr><td>5</td><td>風向9.5M(角度)</td><td>°</td></tr> <tr><td>6</td><td>風速1.0M</td><td>m/s</td></tr> <tr><td>7</td><td>風速9.5M</td><td>m/s</td></tr> <tr><td>8</td><td>大気安定度</td><td>-</td></tr> <tr><td>9</td><td>モニタリングポスト1H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>10</td><td>モニタリングポスト2H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>11</td><td>モニタリングポスト3H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>12</td><td>モニタリングポスト4H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>13</td><td>モニタリングポスト5H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>14</td><td>モニタリングポスト6H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>15</td><td>モニタリングポスト7H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>16</td><td>モニタリングポスト8H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>17</td><td>モニタリングポスト1L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>18</td><td>モニタリングポスト2L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>19</td><td>モニタリングポスト3L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>20</td><td>モニタリングポスト4L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>21</td><td>モニタリングポスト5L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>22</td><td>モニタリングポスト6L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>23</td><td>モニタリングポスト7L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>24</td><td>モニタリングポスト8L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>25</td><td>RHR系統流量A</td><td>t/h</td></tr> <tr><td>26</td><td>RHR系統流量B</td><td>t/h</td></tr> <tr><td>27</td><td>RHR系 A 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>28</td><td>RHR系 B 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>29</td><td>RHR系 C 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>30</td><td>RHR系 D 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>31</td><td>6.9KVBUS 5A キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>32</td><td>6.9KVBUS 5B キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>33</td><td>6.9KVBUS 5C キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>34</td><td>6.9KVBUS 5D キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>35</td><td>6.9KVBUS 5SA1 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>36</td><td>6.9KVBUS 5SA2 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>37</td><td>6.9KVBUS 5SB1 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>38</td><td>6.9KVBUS 5SB2 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>39</td><td>ディーゼル発電 5A 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>40</td><td>ディーゼル発電 5B 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>41</td><td>放水口モニタ線量率 5号</td><td>CPS</td></tr> <tr><td>42</td><td>使用済燃料プール水位</td><td>mm</td></tr> <tr><td>-</td><td>使用済燃料共用プール水位</td><td>mm</td></tr> </tbody> </table> <p>・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>・No.が「-」のパラメータは、追加工事完了後に伝送を開始する。</p>	連番	常時伝送項目	単位	1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h	2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS	3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS	4	風向1.0M(角度)	°	5	風向9.5M(角度)	°	6	風速1.0M	m/s	7	風速9.5M	m/s	8	大気安定度	-	9	モニタリングポスト1H	nGy/h	10	モニタリングポスト2H	nGy/h	11	モニタリングポスト3H	nGy/h	12	モニタリングポスト4H	nGy/h	13	モニタリングポスト5H	nGy/h	14	モニタリングポスト6H	nGy/h	15	モニタリングポスト7H	nGy/h	16	モニタリングポスト8H	nGy/h	17	モニタリングポスト1L	nGy/h	18	モニタリングポスト2L	nGy/h	19	モニタリングポスト3L	nGy/h	20	モニタリングポスト4L	nGy/h	21	モニタリングポスト5L	nGy/h	22	モニタリングポスト6L	nGy/h	23	モニタリングポスト7L	nGy/h	24	モニタリングポスト8L	nGy/h	25	RHR系統流量A	t/h	26	RHR系統流量B	t/h	27	RHR系 A 運転	DIGITAL	28	RHR系 B 運転	DIGITAL	29	RHR系 C 運転	DIGITAL	30	RHR系 D 運転	DIGITAL	31	6.9KVBUS 5A キロボルト	KV	32	6.9KVBUS 5B キロボルト	KV	33	6.9KVBUS 5C キロボルト	KV	34	6.9KVBUS 5D キロボルト	KV	35	6.9KVBUS 5SA1 電圧 5入力	KV	36	6.9KVBUS 5SA2 電圧 5入力	KV	37	6.9KVBUS 5SB1 電圧 5入力	KV	38	6.9KVBUS 5SB2 電圧 5入力	KV	39	ディーゼル発電 5A 運転	DIGITAL	40	ディーゼル発電 5B 運転	DIGITAL	41	放水口モニタ線量率 5号	CPS	42	使用済燃料プール水位	mm	-	使用済燃料共用プール水位	mm	<p style="text-align: center;">別表2-8 <u>ERSS</u>伝送項目一覧</p> <p>福島第一原子力発電所5号機</p> <table border="1" data-bbox="1256 309 1845 1351"> <thead> <tr> <th>連番</th> <th>常時伝送項目</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>主排気筒放射線モニタ高レンジ</td><td>mSv/h</td></tr> <tr><td>2</td><td>主排気筒放射線モニタ低レンジA</td><td>CPS</td></tr> <tr><td>3</td><td>主排気筒放射線モニタ低レンジB</td><td>CPS</td></tr> <tr><td>4</td><td>風向1.0M(角度)</td><td>°</td></tr> <tr><td>5</td><td>風向9.5M(角度)</td><td>°</td></tr> <tr><td>6</td><td>風速1.0M</td><td>m/s</td></tr> <tr><td>7</td><td>風速9.5M</td><td>m/s</td></tr> <tr><td>8</td><td>大気安定度</td><td>-</td></tr> <tr><td>9</td><td>モニタリングポスト1H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>10</td><td>モニタリングポスト2H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>11</td><td>モニタリングポスト3H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>12</td><td>モニタリングポスト4H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>13</td><td>モニタリングポスト5H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>14</td><td>モニタリングポスト6H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>15</td><td>モニタリングポスト7H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>16</td><td>モニタリングポスト8H</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>17</td><td>モニタリングポスト1L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>18</td><td>モニタリングポスト2L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>19</td><td>モニタリングポスト3L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>20</td><td>モニタリングポスト4L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>21</td><td>モニタリングポスト5L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>22</td><td>モニタリングポスト6L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>23</td><td>モニタリングポスト7L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>24</td><td>モニタリングポスト8L</td><td>nGy/h</td></tr> <tr><td>25</td><td>RHR系統流量A</td><td>t/h</td></tr> <tr><td>26</td><td>RHR系統流量B</td><td>t/h</td></tr> <tr><td>27</td><td>RHR系 A 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>28</td><td>RHR系 B 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>29</td><td>RHR系 C 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>30</td><td>RHR系 D 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>31</td><td>6.9KVBUS 5A キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>32</td><td>6.9KVBUS 5B キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>33</td><td>6.9KVBUS 5C キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>34</td><td>6.9KVBUS 5D キロボルト</td><td>KV</td></tr> <tr><td>35</td><td>6.9KVBUS 5SA1 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>36</td><td>6.9KVBUS 5SA2 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>37</td><td>6.9KVBUS 5SB1 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>38</td><td>6.9KVBUS 5SB2 電圧 5入力</td><td>KV</td></tr> <tr><td>39</td><td>ディーゼル発電 5A 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>40</td><td>ディーゼル発電 5B 運転</td><td>DIGITAL</td></tr> <tr><td>41</td><td>放水口モニタ線量率 5号</td><td>CPS</td></tr> <tr><td>42</td><td>使用済燃料プール水位</td><td>mm</td></tr> <tr><td>-</td><td>使用済燃料共用プール水位</td><td>mm</td></tr> </tbody> </table> <p>・伝送データ項目については、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>・No.が「-」のパラメータは、追加工事完了後に伝送を開始する。</p>	連番	常時伝送項目	単位	1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h	2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS	3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS	4	風向1.0M(角度)	°	5	風向9.5M(角度)	°	6	風速1.0M	m/s	7	風速9.5M	m/s	8	大気安定度	-	9	モニタリングポスト1H	nGy/h	10	モニタリングポスト2H	nGy/h	11	モニタリングポスト3H	nGy/h	12	モニタリングポスト4H	nGy/h	13	モニタリングポスト5H	nGy/h	14	モニタリングポスト6H	nGy/h	15	モニタリングポスト7H	nGy/h	16	モニタリングポスト8H	nGy/h	17	モニタリングポスト1L	nGy/h	18	モニタリングポスト2L	nGy/h	19	モニタリングポスト3L	nGy/h	20	モニタリングポスト4L	nGy/h	21	モニタリングポスト5L	nGy/h	22	モニタリングポスト6L	nGy/h	23	モニタリングポスト7L	nGy/h	24	モニタリングポスト8L	nGy/h	25	RHR系統流量A	t/h	26	RHR系統流量B	t/h	27	RHR系 A 運転	DIGITAL	28	RHR系 B 運転	DIGITAL	29	RHR系 C 運転	DIGITAL	30	RHR系 D 運転	DIGITAL	31	6.9KVBUS 5A キロボルト	KV	32	6.9KVBUS 5B キロボルト	KV	33	6.9KVBUS 5C キロボルト	KV	34	6.9KVBUS 5D キロボルト	KV	35	6.9KVBUS 5SA1 電圧 5入力	KV	36	6.9KVBUS 5SA2 電圧 5入力	KV	37	6.9KVBUS 5SB1 電圧 5入力	KV	38	6.9KVBUS 5SB2 電圧 5入力	KV	39	ディーゼル発電 5A 運転	DIGITAL	40	ディーゼル発電 5B 運転	DIGITAL	41	放水口モニタ線量率 5号	CPS	42	使用済燃料プール水位	mm	-	使用済燃料共用プール水位	mm	記載の適正化
	連番	常時伝送項目	単位																																																																																																																																																																																																																																																																								
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	風向1.0M(角度)	°																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	風向9.5M(角度)	°																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	風速1.0M	m/s																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	風速9.5M	m/s																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	大気安定度	-																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	モニタリングポスト1H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	モニタリングポスト2H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	モニタリングポスト3H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	モニタリングポスト4H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
13	モニタリングポスト5H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
14	モニタリングポスト6H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
15	モニタリングポスト7H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
16	モニタリングポスト8H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
17	モニタリングポスト1L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
18	モニタリングポスト2L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
19	モニタリングポスト3L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
20	モニタリングポスト4L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
21	モニタリングポスト5L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
22	モニタリングポスト6L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
23	モニタリングポスト7L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
24	モニタリングポスト8L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	RHR系統流量A	t/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	RHR系統流量B	t/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	RHR系 A 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
28	RHR系 B 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
29	RHR系 C 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
30	RHR系 D 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
31	6.9KVBUS 5A キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
32	6.9KVBUS 5B キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
33	6.9KVBUS 5C キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
34	6.9KVBUS 5D キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
35	6.9KVBUS 5SA1 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
36	6.9KVBUS 5SA2 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
37	6.9KVBUS 5SB1 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
38	6.9KVBUS 5SB2 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
39	ディーゼル発電 5A 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
40	ディーゼル発電 5B 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
41	放水口モニタ線量率 5号	CPS																																																																																																																																																																																																																																																																									
42	使用済燃料プール水位	mm																																																																																																																																																																																																																																																																									
-	使用済燃料共用プール水位	mm																																																																																																																																																																																																																																																																									
連番	常時伝送項目	単位																																																																																																																																																																																																																																																																									
1	主排気筒放射線モニタ高レンジ	mSv/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	主排気筒放射線モニタ低レンジA	CPS																																																																																																																																																																																																																																																																									
3	主排気筒放射線モニタ低レンジB	CPS																																																																																																																																																																																																																																																																									
4	風向1.0M(角度)	°																																																																																																																																																																																																																																																																									
5	風向9.5M(角度)	°																																																																																																																																																																																																																																																																									
6	風速1.0M	m/s																																																																																																																																																																																																																																																																									
7	風速9.5M	m/s																																																																																																																																																																																																																																																																									
8	大気安定度	-																																																																																																																																																																																																																																																																									
9	モニタリングポスト1H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
10	モニタリングポスト2H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
11	モニタリングポスト3H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
12	モニタリングポスト4H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
13	モニタリングポスト5H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
14	モニタリングポスト6H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
15	モニタリングポスト7H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
16	モニタリングポスト8H	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
17	モニタリングポスト1L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
18	モニタリングポスト2L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
19	モニタリングポスト3L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
20	モニタリングポスト4L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
21	モニタリングポスト5L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
22	モニタリングポスト6L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
23	モニタリングポスト7L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
24	モニタリングポスト8L	nGy/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
25	RHR系統流量A	t/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
26	RHR系統流量B	t/h																																																																																																																																																																																																																																																																									
27	RHR系 A 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
28	RHR系 B 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
29	RHR系 C 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
30	RHR系 D 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
31	6.9KVBUS 5A キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
32	6.9KVBUS 5B キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
33	6.9KVBUS 5C キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
34	6.9KVBUS 5D キロボルト	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
35	6.9KVBUS 5SA1 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
36	6.9KVBUS 5SA2 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
37	6.9KVBUS 5SB1 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
38	6.9KVBUS 5SB2 電圧 5入力	KV																																																																																																																																																																																																																																																																									
39	ディーゼル発電 5A 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
40	ディーゼル発電 5B 運転	DIGITAL																																																																																																																																																																																																																																																																									
41	放水口モニタ線量率 5号	CPS																																																																																																																																																																																																																																																																									
42	使用済燃料プール水位	mm																																																																																																																																																																																																																																																																									
-	使用済燃料共用プール水位	mm																																																																																																																																																																																																																																																																									

頁	現行	修正	理由																																				
II-46	<p style="text-align: center;">別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p>(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="315 408 1106 636"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都江東区東陽3丁目7番13号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <p>発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 </td> </tr> </table> <p>(2) 本社原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="315 683 1106 842"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力フェュエル&パワー株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="315 866 1106 1115"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信班に関する業務（社内外関係箇所との通信手段の維持、確保） 資材班に関する業務（発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送） 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号	業務の範囲及び実施方法	<p>発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 	法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 	法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信班に関する業務（社内外関係箇所との通信手段の維持、確保） 資材班に関する業務（発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送） 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 	<p style="text-align: center;">別表6 原子力防災組織の業務の一部を委託するもの</p> <p>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲及び実施方法は以下の通り。</p> <p>(1) 発電所原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="1160 408 1951 636"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>株式会社ネクセライズ</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都港区港南1丁目8番23号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <p>発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 </td> </tr> </table> <p>(2) 本社原子力防災組織業務</p> <table border="1" data-bbox="1160 683 1951 842"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力フェュエル&パワー株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 </td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1160 866 1951 1115"> <tr> <td>法人の名称</td> <td>東京電力パワーグリッド株式会社</td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>東京都千代田区内幸町1丁目1番3号</td> </tr> <tr> <td>業務の範囲及び実施方法</td> <td> <p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信班に関する業務（社内外関係箇所との通信手段の維持、確保） 資材班に関する業務（発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送） 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 </td> </tr> </table>	法人の名称	株式会社ネクセライズ	主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号	業務の範囲及び実施方法	<p>発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 	法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 	法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信班に関する業務（社内外関係箇所との通信手段の維持、確保） 資材班に関する業務（発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送） 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 	<p>読替の反映 (株式会社ネクセライズの本社移転に伴う変更)</p> <p>記載の適正化</p>
	法人の名称	株式会社ネクセライズ																																					
主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽3丁目7番13号																																						
業務の範囲及び実施方法	<p>発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 																																						
法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 																																						
法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信班に関する業務（社内外関係箇所との通信手段の維持、確保） 資材班に関する業務（発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送） 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 																																						
法人の名称	株式会社ネクセライズ																																						
主たる事務所の所在地	東京都港区港南1丁目8番23号																																						
業務の範囲及び実施方法	<p>発電所構内における火災対応・消火活動であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災が発生した場合、化学消防自動車、水槽付消防自動車、消防ポンプ自動車などを使用し、消火栓や防火水槽などの水源を利用した初期消火活動の支援。 発電所外部で発生した森林火災等発生時において上記車両や水源を用いた予防散水の支援。 																																						
法人の名称	東京電力フェュエル&パワー株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 																																						
法人の名称	東京電力パワーグリッド株式会社																																						
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号																																						
業務の範囲及び実施方法	<p>事故収束活動の支援業務であり具体的事項は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信班に関する業務（社内外関係箇所との通信手段の維持、確保） 資材班に関する業務（発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送） 広報班に関する業務（プレス対応（お客様対応を含む）等） その他本社において、「別図2-2 本社原子力警戒組織及び本社原子力防災組織の業務所掌」に従い、統括及び各班に記載された業務を行う。 																																						

頁	現行	修正	理由																																																																																																																																																																																																																														
参考	<p align="center">【参考】緊急時活動レベル（EAL）一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">EAL区分</th> <th colspan="2">警戒事態を判断する基準〔AL〕 （警戒事象）</th> <th colspan="2">原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準〔SE〕 （施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> <th colspan="2">原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 （全面緊急事態に該当する事象）</th> </tr> <tr> <th>EALNo.</th> <th>EAL略称</th> <th>EALNo.</th> <th>EAL略称</th> <th>EALNo.</th> <th>EAL略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線量・放射性物質放出</td> <td>01</td> <td>—</td> <td>SE01</td> <td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>GE01</td> <td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>—</td> <td>SF02</td> <td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>GE02</td> <td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>—</td> <td>SL03</td> <td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>GE03</td> <td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>—</td> <td>SF04</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>GE04</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>—</td> <td>SL05</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>GE05</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>—</td> <td>SE06</td> <td>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>GE06</td> <td>施設内(原子炉外)での臨界事故</td> </tr> <tr> <td>冷やす</td> <td>31</td> <td>AL31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>SE31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>GE31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>その他音威</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE55</td> <td>防護措置の準備及び一部実証が必要な事象発生</td> <td>GE55</td> <td>住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>地震(所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>津波(所在市町村沿岸を含む津波多発区において、大津波警報が発表された場合)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部環境(参考)・作業所</td> <td>61</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>XSE61</td> <td>作業所外環境での放射線量の上昇</td> <td>XGE61</td> <td>作業所外環境での放射線量の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>XSE62</td> <td>作業所外環境での放射性物質の漏えい</td> <td>XGE62</td> <td>作業所外環境での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> </tbody> </table>	EAL区分	警戒事態を判断する基準〔AL〕 （警戒事象）		原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準〔SE〕 （施設敷地緊急事態に該当する事象）		原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 （全面緊急事態に該当する事象）		EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	02	—	SF02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	03	—	SL03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	04	—	SF04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	05	—	SL05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	06	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	冷やす	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	その他音威	55	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実証が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他	—	—	—	—	—	—	地震(所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合)	—	—	—	—	—	—	津波(所在市町村沿岸を含む津波多発区において、大津波警報が発表された場合)	—	—	—	—	—	—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	外部環境(参考)・作業所	61	—	—	XSE61	作業所外環境での放射線量の上昇	XGE61	作業所外環境での放射線量の異常上昇	62	—	—	—	XSE62	作業所外環境での放射性物質の漏えい	XGE62	作業所外環境での放射性物質の異常漏えい	<p align="center">【参考】緊急時活動レベル（EAL）一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">EAL区分</th> <th colspan="2">警戒事態を判断する基準〔AL〕 （警戒事象）</th> <th colspan="2">原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準〔SE〕 （施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> <th colspan="2">原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 （全面緊急事態に該当する事象）</th> </tr> <tr> <th>EALNo.</th> <th>EAL略称</th> <th>EALNo.</th> <th>EAL略称</th> <th>EALNo.</th> <th>EAL略称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">放射線量・放射性物質放出</td> <td>01</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE01</td> <td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>GE01</td> <td>敷地境界付近の放射線量の上昇</td> </tr> <tr> <td>02</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE02</td> <td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>GE02</td> <td>通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>03</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE03</td> <td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>GE03</td> <td>通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> </tr> <tr> <td>04</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE04</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>GE04</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出</td> </tr> <tr> <td>05</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE05</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>GE05</td> <td>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出</td> </tr> <tr> <td>06</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE06</td> <td>施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ</td> <td>GE06</td> <td>施設内(原子炉外)での臨界事故</td> </tr> <tr> <td>冷やす</td> <td>31</td> <td>AL31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>SE31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>GE31</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出</td> </tr> <tr> <td>その他音威</td> <td>55</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>SE55</td> <td>防護措置の準備及び一部実証が必要な事象発生</td> <td>GE55</td> <td>住民の避難を開始する必要がある事象発生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">その他</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>地震(所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>津波(所在市町村沿岸を含む津波多発区において、大津波警報が発表された場合)</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外部環境(参考)・作業所</td> <td>61</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>XSE61</td> <td>作業所外環境での放射線量の上昇</td> <td>XGE61</td> <td>作業所外環境での放射線量の異常上昇</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>XSE62</td> <td>作業所外環境での放射性物質の漏えい</td> <td>XGE62</td> <td>作業所外環境での放射性物質の異常漏えい</td> </tr> </tbody> </table>	EAL区分	警戒事態を判断する基準〔AL〕 （警戒事象）		原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準〔SE〕 （施設敷地緊急事態に該当する事象）		原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 （全面緊急事態に該当する事象）		EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	放射線量・放射性物質放出	01	—	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	02	—	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	03	—	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	04	—	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	05	—	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	06	—	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	冷やす	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出	その他音威	55	—	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実証が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生	その他	—	—	—	—	—	—	地震(所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合)	—	—	—	—	—	—	津波(所在市町村沿岸を含む津波多発区において、大津波警報が発表された場合)	—	—	—	—	—	—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	外部環境(参考)・作業所	61	—	—	—	XSE61	作業所外環境での放射線量の上昇	XGE61	作業所外環境での放射線量の異常上昇	62	—	—	—	XSE62	作業所外環境での放射性物質の漏えい	XGE62	作業所外環境での放射性物質の異常漏えい	<p align="center">記載の適正化 （J E A G 記載の E A L 略称に修正）</p>
	EAL区分		警戒事態を判断する基準〔AL〕 （警戒事象）		原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準〔SE〕 （施設敷地緊急事態に該当する事象）		原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 （全面緊急事態に該当する事象）																																																																																																																																																																																																																										
EALNo.		EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称																																																																																																																																																																																																																											
放射線量・放射性物質放出	01	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇																																																																																																																																																																																																																											
	02	—	SF02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																											
	03	—	SL03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																											
	04	—	SF04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出																																																																																																																																																																																																																											
	05	—	SL05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出																																																																																																																																																																																																																											
	06	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故																																																																																																																																																																																																																											
冷やす	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																																																																																										
その他音威	55	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実証が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生																																																																																																																																																																																																																										
その他	—	—	—	—	—	—	地震(所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合)																																																																																																																																																																																																																										
	—	—	—	—	—	—	津波(所在市町村沿岸を含む津波多発区において、大津波警報が発表された場合)																																																																																																																																																																																																																										
	—	—	—	—	—	—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合																																																																																																																																																																																																																										
外部環境(参考)・作業所	61	—	—	XSE61	作業所外環境での放射線量の上昇	XGE61	作業所外環境での放射線量の異常上昇																																																																																																																																																																																																																										
	62	—	—	—	XSE62	作業所外環境での放射性物質の漏えい	XGE62	作業所外環境での放射性物質の異常漏えい																																																																																																																																																																																																																									
EAL区分	警戒事態を判断する基準〔AL〕 （警戒事象）		原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報基準〔SE〕 （施設敷地緊急事態に該当する事象）		原子力災害対策特別措置法第15条の原子力緊急事態宣言発令の基準〔GE〕 （全面緊急事態に該当する事象）																																																																																																																																																																																																																												
	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称	EALNo.	EAL略称																																																																																																																																																																																																																											
放射線量・放射性物質放出	01	—	—	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇																																																																																																																																																																																																																									
	02	—	—	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																									
	03	—	—	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出																																																																																																																																																																																																																									
	04	—	—	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出																																																																																																																																																																																																																									
	05	—	—	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出																																																																																																																																																																																																																									
	06	—	—	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故																																																																																																																																																																																																																									
冷やす	31	AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出																																																																																																																																																																																																																										
その他音威	55	—	—	—	SE55	防護措置の準備及び一部実証が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生																																																																																																																																																																																																																									
その他	—	—	—	—	—	—	地震(所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合)																																																																																																																																																																																																																										
	—	—	—	—	—	—	津波(所在市町村沿岸を含む津波多発区において、大津波警報が発表された場合)																																																																																																																																																																																																																										
	—	—	—	—	—	—	原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合																																																																																																																																																																																																																										
外部環境(参考)・作業所	61	—	—	—	XSE61	作業所外環境での放射線量の上昇	XGE61	作業所外環境での放射線量の異常上昇																																																																																																																																																																																																																									
	62	—	—	—	XSE62	作業所外環境での放射性物質の漏えい	XGE62	作業所外環境での放射性物質の異常漏えい																																																																																																																																																																																																																									